平成２３年（フ）第４１８４号
大阪府寝屋川市御幸西町13番12―205号
債務者　生野マレリンこと　イクノ・マレリン・ロキャーオ
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３０３号
大阪市東淀川区上新庄２丁目10番７号　ローレルハウス　205号
債務者　大前　浩司
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３４７号
大阪市住吉区遠里小野４丁目２番25号　サンフラワー201号
債務者　渡部　典子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５１３号
大阪市住之江区柴谷２丁目１番１―710号、住民票上の住所和歌山県橋本市紀見ケ丘３丁目20番12号
債務者　久保　清治
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８６５号
大阪府大東市緑が丘１丁目７番18号
債務者　髙田　恒子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９５０号
大阪市東住吉区田辺３丁目９番10号
債務者　田中　和世
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９７６号
大阪府寝屋川市御幸東町39番16号
債務者　田口　文彦
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０２５号
大阪市阿倍野区旭町２丁目２番４―608号
債務者　瀧本　友姫
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０５６号
大阪市浪速区恵美須東１丁目５番17号　昭和グランドハイツ恵美須310号
債務者　二宮　　健
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０９３号
大阪市住之江区柴谷２丁目１番３―715号
債務者　神崎　　愛（旧姓正岡）
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１０７号
大阪府守口市大久保町１丁目25番10号
債務者　濵口　清純
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１２１号
大阪市住吉区苅田９丁目２番28―602号
債務者　田川美智子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１７７号
大阪市中央区上本町西１丁目４番23―402号
債務者　田中　恵子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１７８号
大阪府大東市三箇６丁目５番15号、前住所大阪府門真市千石東町19番５号
債務者　坂本すみ子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１９１号
大阪市西淀川区歌島３丁目４番20号　ますみ荘12号室
債務者　岡　　裕司
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２３９号
大阪市東淀川区淡路３丁目17番20号
債務者　松本テルヨ
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２４７号
大阪府門真市下馬伏町３―４、住民票上の住所大阪府門真市千石西町２番12―208号
債務者　嶋田　昌子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部